

# 神奈川県海面の遊漁に関する申し合わせ事項

平成23年11月14日現在

<p style="text-align: center;"><b>県 下 全 域</b></p> <p style="text-align: center;">神奈川県遊漁・海面利用協議会    神奈川県水産課    ・045-210-4549</p>		
<b>漁具漁法の制限</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁業者が自粛している海域でのサンマ餌料の使用禁止</li> <li>2 共同漁業権漁場区域内でのオキアミのまき餌使用禁止 権外漁場での使用方法等は別紙のとおり</li> <li>3 オキアミの使用量は、一人当たり3kg以内とし、アミコマセと併せて5kg以内とする。</li> <li>4 イワシミンチの使用量は、一人当たり5kg以内とする。</li> <li>5 サビキ釣の針数は6本以内。</li> <li>6 全長20cm以下のマダイは再放流する。</li> </ol> <p>&lt;海区漁業調整委員会指示&gt; コマセ籠の形式は長さ16cm以内、直径5.5cm以内、Lサイズとする。</p>	<b>禁止区域操業制限等</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「はみ」(カツオ等に追われて浮上しているワサビの群)採捕(漁獲)やパヤオでの操業は、潮に流して行うことを徹底する。</li> <li>2 漁業操業中にあつては寄せ船をせず、漁場へは低速で進入し、急なアスターンはしない。</li> <li>3 「はみ」採捕(漁獲)は専業船優先を原則にしつつ、専業船・遊漁船を問わず見つけた順番に後ろに並ぶようにする。</li> </ol>		
<b>川崎市～横須賀市(東京湾側)</b> 東京湾地域遊漁協議会 横浜市農地保全課    ・045-671-2631	<b>三浦市～横須賀市(相模湾側)</b> 三浦半島地域遊漁協議会 三浦市水産課    ・046-882-1111	<b>葉山町～湯河原町</b> 相模湾地域遊漁・海面利用協議会 小田原市水産海浜課    ・0465-22-9227
<b>漁具漁法の制限</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サンマ餌料の使用禁止</li> <li>2 幼魚の漁獲禁止</li> <li>3 イワシミンチ用コマセ籠の制限について (1) ビシ釣用籠の形式は、次のとおりとする ア 金網籠について ・ 浅場(水深50m以内)は、長さ8cm以内、直径5cm以内。 ・ 深場(水深50m超)は、長さ9cm以内、直径5.5cm以内。 ・ 網目等について、籠が網目の場合、その目数(おもりと接する網 [針金] の結び目の数)11本以上。横目の場合、その目数(横 [水平] の針金の本数)15本以上。 イ プラスチック籠について ・ 長さ12.8cm以内、直径5.4cm以内 ・ 浅場(水深50m以内)は、籠の縦目の数(縦 [垂直] のプラスチックの棒の本数)は、20本以上。 ・ 深場(水深50m超)は、籠の縦目の数は、16本以上。 (2) サビキ釣用カゴの形式は、長さ10cm以内、直径5cm以内、Mサイズとする。ただし、深場用(水深30m超)の場合は、長さ11cm以内、Lサイズとする。</li> <li>4 イナダ釣りの解禁日は、8月15日とする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 夜間遊漁の禁止</li> <li>2 電動リールによるアコウ釣り禁止</li> <li>3 底魚を対象とした活餌(餌虫を除く)の使用禁止と餌としてのサンマの使用禁止</li> <li>4 幼魚の漁獲禁止</li> <li>5 イワシミンチ用コマセ籠の制限についてビシ釣用籠の形式は、次のとおりとする (1) 金網籠について ・ 浅場(水深50m以内)は、長さ8cm以内、直径5cm以内。 ・ 深場(水深50m超)は、長さ9cm以内、直径5.5cm以内。 ・ 網目等について、籠が網目の場合、その目数(おもりと接する網 [針金] の結び目の数)11本以上。横目の場合、その目数(横 [水平] の針金の本数)15本以上。 (2) プラスチック籠について ・ 長さ12.8cm以内、直径5.4cm以内。 ・ 浅場(水深50m以内)は、籠の縦目の数(縦 [垂直] のプラスチックの棒の本数)は、20本以上。 ・ 深場(水深50m超)は、籠の縦目の数は、16本以上。</li> <li>6 イナダ釣りの解禁日は、8月15日とする。</li> <li>7 電動イカ釣機及びタイコの使用禁止</li> <li>8 夏期(7、8月)の混雑している城ヶ島沖漁場(城ヶ島灯台と川奈崎灯台を結んだ線及び安房崎灯台から真南への見通し線に囲まれた水深150mまでの海域)におけるアジ釣りの際は、錨留め遊漁を自粛する。</li> </ol>
<b>禁止区域操業制限等</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同漁業権漁場区域内での錨止め遊漁の禁止。</li> <li>2 人工魚礁での遊漁の禁止。</li> <li>3 横須賀市東部漁協の共同漁業権漁場区域内でのタコ釣り遊漁の禁止(注:タコは共同漁業権の内容となっている。)</li> <li>4 遊漁船の竿上げは、午後5時までとする。ただし夜釣りを除く。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人工魚礁での遊漁の禁止。</li> <li>2 共同漁業権漁場区域内での遊漁の自粛。</li> <li>3 出船は日の出以降、帰港は午後4時までとし、その中で8時間操業とする。</li> <li>4 漁場での漁業者優先。</li> <li>5 三崎港内での速力を減速する。</li> </ol>
東京湾地域遊漁船と松輪漁協とのイサキ協定(昭和54.12.22)		
<p style="text-align: center;">お問い合わせは、神奈川県遊漁・海面利用協議会事務局(神奈川県環境農政局水・緑部水産課漁業調整・資源管理グループ(電話045-210-4549)までどうぞ!</p>		